

人の世に熱あれ、人間に光あれ

隣保館での部落差別落書き事件に対する決意表明

大分県隣保館連絡協議会

2023年5月、国東市隣保館の2箇所の外壁に「ブラクハデテイケ」という差別落書きを隣保館職員が発見しました。

これまでも県内の隣保館施設において同様の事件が発生しており、1998年12月には、九重町隣保館（交通センター）の1階トイレに「ドウわは デテイケ くウキガ ヨゴレる」と書かれていました。また、2007年4月には、玖珠町隣保館（当時の名称：人権同和啓発センター）に、部落差別のハガキが送られてきました。ハガキの内容は、「玖珠町より同和の人を追放して、美しいけがれの無い玖珠町づくりに協力よろしくお願いします。」と書かれており、被差別部落の人達を排除する差別的なものでした。

隣保館設置運営要綱では、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする。」と隣保館の目的が定められています。部落差別の解消を様々な事業を通じて行っている施設にこのような差別落書き等を行うことは、差別意識や偏見が意図的に表現され、人の心を傷つけるもので、決して見過ごすことはできません。近年は、インターネット上の差別的な書き込みや他人を誹謗中傷する書き込みも社会問題となっています。これらの問題は、さらに多くの方々の願い、思いを踏みにじるもので、決して許されない行為です。

県内13の隣保館・集会所により組織している大分県隣保館連絡協議会としては、今後も部落差別をはじめとする人権問題の解決に取り組む立場にあることを自覚し、差別落書きやインターネット上の書き込みなどが二度と起きないように、皆様のご協力を得ながら、関係機関とともに、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題の解決をめざした隣保館事業を進めてまいりたいと強く決意をしています。

差別落書きを発見したり、インターネット上に差別書き込みなどを発見した場合には、市町村の人権担当窓口または隣保館までご連絡ください。

大分県隣協
だより



第14号

発行元
大分県隣協だより編集委員会
事務局
大分県隣保館連絡協議会事務局
（日田市北友田3丁目地区集会所内）
TEL 0973-23-6920
発行責任者
大分県隣保館連絡協議会
会長 山本五十六
2023年10月発行



部落差別解消推進法を知っていますか？

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

多様な性のあり方について理解を深めましょう

LGBTQとは？

多様な性を示す言葉のひとつに、LGBTQがあります。LGBTQとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア(またはクエスチョニング)の頭文字を取って組み合わせた言葉です。

Lesbian(レズビアン)・・・女性を愛する女性

Gay(ゲイ)・・・男性を愛する男性

Bisexual(バイセクシュアル)・・・男性、女性のどちらにも性愛感情が向く人

Transgender(トランスジェンダー)・・・身体の性(身体的性)と心の性(性自認)が異なる人

Queer/Questioning(クィア/クエスチョニング)・・・性的指向や性自認が定まらない人

現代の社会において、いまだ「人は出生時に割り当てられた性別が正しく、異性を愛することが普通であり、それ以外はありえない」といった固定概念や先入観をもち、LGBTQ当事者に対し、偏見や差別意識を持つ人が少なくありません。

誰もが自分のセクシュアリティ(性のありよう)を尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれます。

人間の姿、価値観、感情などが人によって異なるように、セクシュアリティも一人一人違います。日本の性的少数者はおおよそ8%～10%前後、10人から13人に1人の割合でいると言われています。「自分の近くにはいない」と思うのは、性的少数者が差別や偏見を恐れて言い出せずにいるからかもしれません。

LGBTQなどの性的少数者に対する理解をより深め、偏見や差別意識をなくし、すべての人々が、多様な個性を尊重し合い、豊かで安心して生活できる社会の実現をめざしましょう。



LGBT理解増進法について

2023(令和5)年6月23日、「LGBT理解増進法」が公布・施行されました。

※正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」です。

LGBTに関する基礎知識を全国に広めることで、国民全体における性的少数者への理解を促すことを目的とした法律です。

性的指向や性自認に基づく差別の減少により、LGBTの人々が尊重され、安心して生活できる環境を整えることをめざしています。

LGBT理解増進法は啓発や教育などで理解を増進していく法律であり、「差別の禁止」は明言されていないのがこの理解増進法の特徴です。

部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法と共に、いまだ差別が温存している社会で、当事者を適切に保護する対策や差別を禁止する法律が求められます。

パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市長が受領証を交付するものです。法律上の婚姻とは異なり、お二人の間に相続や税制面など法律上の効力が生じるものではありません。（日田市パートナーシップ宣誓制度より引用）

大分県内では2023年9月末現在、6市が導入しています。

臼杵市、豊後大野市、竹田市、日田市、豊後高田市、大分市

※豊後大野市では、ファミリーシップ制度（同居する子ども（未成年）も家族として認める制度）も導入しています。

その他の市町村もパートナーシップ宣誓制度の導入に向けて取り組んでいる状況です。

本人通知制度を知っていますか？

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを家族以外の代理人や第三者に交付した場合、通知を希望する本人（事前に市町村への登録が必要）に対して、交付した事実をお知らせする制度です。

近年、不正な手段で本人が知らない間に戸籍や住民票をこっそり取得し、これを興信所などに横流しして「身元調査」に悪用する事件が発生しています。

こうした背景には、結婚相手や職場で新たに雇う人を、出身地・国籍・障がい・家柄などで判断する、差別的意識が根強く残っているからです。

より多くの方が登録することが、不正な取得の早期発見や、不正請求の抑止につながります。

本人通知制度の申請は、お住まいの市町村で登録できます。



✓ 隣保館とは？

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や部落差別問題をはじめとする人権課題の解決のための活動を行っています。相談事業では、必要に応じて、関係機関につなぐ役割を担っています。

豊後大野市隣保館 隣保館活動紹介

豊後大野市隣保館は、1983（昭和58）年10月、合併前の旧大野町に隣保館とコミュニティーセンターの複合施設として開設され、「大野町解放会館」という名称で親しまれてきました。2005（平成17）年の町村合併後は、「豊後大野市隣保館」として、各種事業を行っています。

住民の交流と教養文化の向上を目的に、「料理」「絵手紙」「書道」「手編み」「ヨガ」のふれあい教室を開催、他にも、「出前隣保館」や「人権講座」の開催、「フィールドワーク研修」の受け入れ等、地域に根ざした活動に取り組んでいます。

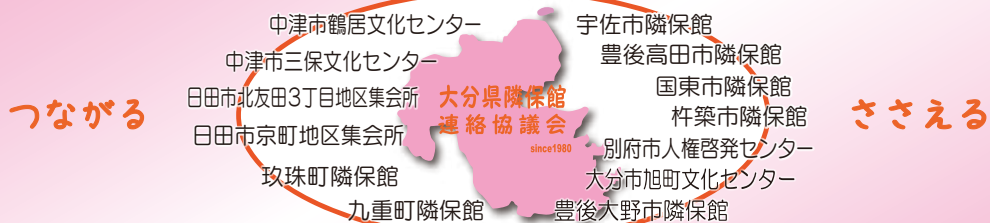
なお、40年近く経過した隣保館の建て替えが行われ、今年4月1日に新隣保館が開館しました。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。



豊後大野市隣保館外観



ふれあい料理教室



参加無料!

2023(令和5)年度人権啓発フェスティバル

ヒューマンフェスタ2023 おおいた

～ 身近な人権を知ろう!そして、自分事として行動するきっかけに! ～



大分県人権啓発イメージキャラクター
「こころちゃん」

とき

2023(令和5)年 11月 25日(土)

ところ

ガレリア竹町 ドーム広場 (大分市中央町)

イベントのご案内

隣保館活動紹介コーナー

隣保館ではさまざまな事業を行っています。その中の教養講座や文化教室などで、参加者が作った作品や人権に関する啓発パネルの展示を行います。



趣 旨

人権が尊重される社会づくりのためには、県民一人ひとりが日頃から人権について考え、自ら行動に移すことが重要です。このため、多くの方に参加していただき、人権尊重意識の高揚を図ることを目的とし、人権啓発フェスティバルが開催されます。

大分県隣保館連絡協議会もこの趣旨に賛同し、共催しています。

12月4日から10日は人権週間です

1948年12月10日、国際連合の総会で、全ての人に基本的人権があるとし、あらゆる人と国が達成しなければならない人権基準として『世界人権宣言』が採択されました。これを記念して、この日を世界人権デーとしてから、今年で75周年を迎えます。

日本では、12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権についての意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、全国各地で様々な啓発活動を行っています。

誰もが安心して暮らせる社会を作るために、人権について考えてみませんか。